

參 考 資 料

古 橋 委 員 提 出 資 料

平成 18 年 2 月 23 日

社会保障審議会医療部会
部会長 鴨下 重彦 殿

社会保障審議会医療部会
委員 古橋 美智子
(日本看護協会 副会長)

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」 についての意見

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」に関連し、下記の事項について要望致します。

1. 患者等への医療に関する情報提供の推進について

患者安全・医療安全の観点より、高度先進医療を担う特定機能病院の役割・機能を勘案したうえで、今後の検討において最低でも看護職員の配置標準を「1.5:1」以上に引上げること。

- 特定機能病院に係る看護職員の配置標準については、高度先進医療を担う役割・機能を勘案しても、平成 18 年度診療報酬改定において新設された「1.4:1」以上の基準を満たしていることが望ましいと考えます。最低でも看護職員の配置標準を「1.5:1」以上に引上げることを要望致します。

2. 医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進について

在宅・終末期医療の充実に向けて、医療機関と地域の連携促進、24 時間訪問看護や療養通所介護等の整備、現行における効果的な取組みを評価すること。

- 医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進は不可欠であり、医療機関と地域の連携促進、24 時間訪問看護や療養通所介護等の整備など、現行における効果的な取組みを評価し、地域における医療計画策定に反映させが必要であると考えます。

介護療養型医療施設の削減は、患者のニーズに沿った病床転換や在宅医療の充実とともに進めること。また、国民に対し病床転換の方針や内容について説明責任を果たすこと。

- 病床転換や在宅医療・訪問看護の充実が十分伴わないままに介護療養型医療施設を削減すると、施設と在宅の間の「溝」に落ちてしまう患者が出る恐れがあります。病床削減は、療養場所に対する患者ニーズの把握、受け皿である居宅系サービスを含む在宅医療の充実、患者への情報提供の推進、地域医療への患者の参画等に基づく患者本位の医療連携体制の構築の上に進められるべきです。
- また、国は、国民に対し病床転換の方針や内容について正確かつ迅速に、広く説明して行くべきと考えます。

3. 医療安全の確保および医療従事者の資質の向上について

医療安全・患者安全のために、全ての病院に専従の安全管理者を配置すること。また、その教育・要請の基準や要件を明確に示すこと。

- 患者安全・医療安全に対する取組みは医療を提供する全ての病院および医療従事者全員が備えておくべき要件です。今後は、全ての病院に専従の安全管理者（リスクマネジャー）を確保するための対策を講じること、および教育・養成の基準や要件を明確にすることなどを要望致します。

行政処分時の再教育のみならず、医療安全風土の醸成のためにも、基礎看護教育の充実と新卒看護職員に対する研修制度について検討すること。

- 「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会」においては、患者安全・医療安全の確保のためにも、基礎看護教育の充実と新卒看護職員研修制度のあり方について検討がなされることが重要課題とされています。さらなる看護の資質の向上のためにも、早急に検討が開始されることを要望致します。

医療安全の確保および医療従事者の資質の向上のため、外来、手術室等における看護職員の適正な配置について検討すること。

- 在院日数の短縮や高度化が進む急性期医療において、安全で質の高い医療・看護を提供するにはより手厚い看護職員配置が不可欠です。特に医療技術の進歩により、外来ではがん化学療法や疼痛管理、侵襲を伴う検査等が行われ、手術室では麻酔科医と看護師の協働が求められているため、それにおける適正な配置についても検討することが必要です。

以上